

2021年12月定例会 本会議会派質疑と当局答弁

2021年12月2日（木） 10:45

◎伊藤淳一議員の会派質疑（60分）

1. 一般会計補正予算

①人件費補正

②新型コロナウイルス感染に対する本市の支援策

- ・18歳以下の子どもへの現金・クーポン給付事業
- ・ワクチン接種体制確保事業
- ・検査の拡充
- ・保健所の機能強化と増設



2. 北九州市立幼稚園の廃止に関する条例の一部改正について

伊藤淳一議員への答弁と再質問 ※音声をもとに党市会議員団で要約したものです

●北橋市長〔くらし応援給付金支給の提案について〕

〔感染症の公費負担による検査の拡充について〕

●総務局長〔本市職員の一時金について〕

〔会計年度任用職員の一時金について〕

〔本市職員の初任給について〕

〔障害のある職員の勤務環境の整備について〕

●保健福祉局長〔新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について〕

〔保健所の機能強化と増設について〕

●教育長〔公立幼稚園の全廃は見直すべきについて〕

■伊藤淳一議員〔公務員の一時金引き下げについて〕

●総務局長

■伊藤淳一議員〔会計年度任用職員の一時金について〕

●総務局長

■伊藤淳一議員〔障害者の雇用について〕

●総務局長

■伊藤淳一議員〔新型コロナウイルス感染に対する本市の支援策について〕

●保健福祉局長

■伊藤淳一議員〔新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について〕

●保健福祉局長

■伊藤淳一議員

●保健福祉局長

●北橋市長

■伊藤淳一議員〔保健所の機能強化と増設について〕

●保健福祉局長

■伊藤淳一議員〔公立幼稚園の全廃は見直しについて〕

●教育長

■伊藤淳一議員

●教育長

■伊藤淳一議員

◎伊藤淳一議員の会派質疑（60 分）

日本共産党の伊藤淳一です。11月24日、我が党は、市長・教育長あてに「新型コロナウイルス禍から市民のいのちとくらし、生業を守る対策を求める」15回目の申し入れを行いました。引き続き皆様方と一丸となって第6波に対応できる準備を進めることを表明し、会派を代表して質疑を行います。

（1）議案 148 号 一般会計補正予算について

先ずは人件費補正です。

この議案は、本市人事委員会の報告に基づき、本市職員の一時金にあたる「期末・勤勉手当」の支給割合を 0.15 月分引き下げること等により、一般会計における職員給及び特別会計に対する繰出金 8 億 4,840 万円を減額するというものです。

人事院は 8 月 10 日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与の改定を勧告しました。2021 年の給与勧告において、月例給については、民間との較差が極めて小さいことから、改定しないこととし、ボーナスについては、公務が民間を上回ったことから、年間 4.30 月分に引き下げる事にしました。

北九州市人事委員会も 9 月 16 日、市長と市議会議長に、市職員の給与改定の見送りと一時金の削減等を報告しました。月例給の改定は 2 年連続の据え置き、一時金は 2 年連続の引き下げです。一時金の引き下げは前年の 3 倍の 0.15 月分であり、6.1 万円の減額です。

厚労省が 11/9 に発表した 9 月の毎月勤労統計調査によると、名目賃金は労働者一人当たりの平均で前年同月比 0.2% 増であり 7 か月連続のプラスとなりましたが、実質賃金は 0.6% 減で 3 か月ぶりのマイナスとなっています。また、内閣府が 11/15 に発表した 2021 年 7～9 月期の国内総生産速報値は、物価変動の影響を除いた実質で前期比 0.8% 減、年率換算 3.0% 減でマイナス成長は 2 四半期ぶりです。内需の柱である個人消費は前期比 1.1% 減少しました。内需主導型への経済転換が強く求められているなかで、今回の一時金引き下げは民間の賃下げを誘発する大きな要因となり、本市の経済にも負の影響を与えます。暮らしと経済を立て直すには、賃上げと安定した雇用の拡大が必要です。

本市職員は、自然災害や昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大への厳しい勤務環境の中、市民の安全安心を確保するために日々全力で職務に邁進されています。時間外労働最高 311 時間にみられる異常な働き方、休職者に占める「精神および行動の障害」割合は

年々増加しています。今年こそ職員の労苦に応えなくてははいけません。そのためにも、一時金の削減は撤回すべきです。答弁を求めます。（①）

会計年度任用職員の制度創設の目的の一つは「処遇改善」です。本市職員数に占める会計年度任用職員は 29.3%、うち女性職員は 77.8%を占めています。会計年度任用職員の一時金は期末手当しか支給されず、それも常勤職員と同じ配分で引き下げるとなれば、「常勤職員との均衡」は図れず、賃金差がさらに広がるのは明らかです。男女賃金格差も広がるばかりであり、「下げるときは期末手当」「上げるときは勤勉手当」では会計年度任用職員の一時金は上がりません。岸田首相は、「中間層の所得を分厚くするという基本方針のもと、特に非正規、若い世代、子育て世代をターゲットに所得を引き上げる努力を続けていきたい」と語っています。同一労働同一賃金にも逆行する会計年度職員の一時金引き下げは、撤回すべきです。答弁を求めます。（②）

本市職員の初任給が民間を下回っており、この状態が長年継続していることは大きな問題です。優秀な人材の確保は重要な課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の確保は不可欠です。そのためにも民間並みの初任給にしていくべきです。答弁を求めます。（③）

続いて、障がい者雇用について見解を伺います。

「障害者の雇用の促進等に関する法律」は、「障害者の雇用促進」「雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会および待遇の確保」「職業生活において自立」に関する措置を総合的に講じ、障害者の職業安定を図ることを目的としています。

人事委員会報告は「本市に採用される職員の障がい特性も多様化していることから、それぞれの障がい特性に応じて働くことができるよう、合理的配慮に対する理解をより職場全体へ浸透させていくなど、勤務環境の整備にも一層取り組むことが重要である」としています。

すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。この法定雇用率が、2021 年 3 月 1 日から引き上げになりました。本市における雇用率は 2.88%であり大変な努力されていると思いますが、勤務環境の整備について、例えばトイレ増設や休養室整備等どのような取り組みをされているのか答弁を求めます。（④）

（２）一般会計補正予算案の「新型コロナウイルス感染症に対する本市の支援策」について

先ずは、「18 歳以下の子どもへの現金・クーポン給付事業について」です。

岸田首相は総選挙で非正規、女性、子育て世帯、学生をはじめ「コロナでお困りの皆様への給付金を」と公約していましたが、コロナ危機への対応として国民と事業者への給付金があまりに不十分です。11 月 19 日の閣議において、18 歳以下の子供がいる世帯を対象に、子供一人当たり 10 万円相当を支給することが決定しました。まず現金 5 万円の給付が年内に始まり、その後、来年春までに子育て関連に使える 5 万円相当のクーポンが貰えます。た

だし所得制限があり、夫が妻と子供 2 人を扶養しているケースでは、年収 960 万円未満でないともられません。夫婦共働きの場合、収入は合算せず、原則として年収の多い方が 960 万円未満であれば支給対象となります。世帯年収ではなく主な稼ぎ手の収入で線引きするのは不公平だと指摘されています。現金とクーポンの 2 段階支給は多くの国民からも疑問が出されています。「大学生や専門学校生は学費がかかるのに『18 歳以下』と年齢を区切る根拠がない。コロナ対策と子育て支援を混同している」という声や、「共働きが多い時代にもかかわらず、世帯年収としないのは時代錯誤」、「線引きの理由を説明できないのは問題。制限を設けず一律給付にしたほうが良い」などの声が届いています。

個人向けの給付金を支給するのであれば子育て世帯に限定せず、非正規労働者や一人暮らし等生活に困っている人など、コロナで収入が減った人を広く対象にして、1 人 10 万円を基本に『暮らし応援給付金』を支給するよう政府に要請すべきです。答弁を求めます。

(⑤)

「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業について」

厚労省は 3 回目の接種時期を 2 回目完了から 8 カ月以上経過したことを原則としつつ、地域の感染状況などを踏まえて自治体の判断で例外的に 6 カ月も可能としました。「例外」対象は、市町村が接種計画を作り、都道府県を通じて厚労省に相談することになります。例外対象となった方への速やかなお知らせが必要です。どのようにして対応いくのか答弁を求めます。(⑥)

次に、第 6 波に備え、感染再拡大に対応可能な体制整備を求め、2 点お尋ねします。

3 回目のワクチン接種が始まろうとしています。初回がファイザー製だった人は 3 回目もファイザー製を希望する人が多いと想定されます。しかし、予定される配分量をみると、ファイザー製のワクチンが不足することが危惧され、多くの方が交互相種となることが予想されます。安心して接種できるよう交互相種の安全性をしっかりと周知すべきです。

わたくしは 6 月議会で、感染拡大防止のため「コロナウイルスの変異株の把握とゲノム解析の強化」を指摘していました。今回の補正予算において、遺伝子の全ゲノム解析が可能となる次世代シーケンサーの導入については評価いたします。

また、行政検査や福祉施設に対するスクリーニング検査も継続されますが、それだけでは十分ではありません。

政府対策本部は、「誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の拡大・環境整備」として、「都道府県が、健康理由等でワクチン接種できない者を対象として、経済社会活動を行う際の検査を予約不要、無料でできるよう支援する。あわせて感染拡大時に、都道府県判断により、感染の不安がある無症状者に対し、検査を無料とできるよう支援する」としています。早急に福岡県と協議し、その具体化を図るとともに、学校、児童福祉施設等をはじめ、感染拡大を防ぐために、公費負担による検査を拡充することを求めます。答弁を求めます。(⑦)

また、保健所の機能強化と増設は引き続き重要な課題です。

感染症はいつ、どこで、発症するかわかりません。グローバル化により、瞬く間に世界中で感染爆発が起こります。公衆衛生は最重要課題です。全国的に感染第5波では、多くの重症者入院等で医療が逼迫し、本市でも自宅療養者が増加し、救える命も救えないという痛恨の状況が発生しました。検査や疫学的調査、健康観察、入院調整など新型コロナウイルス感染者への対応を一手に担う保健所も感染者急増で、機能不全に陥ってしまいました。また、オミクロン株の出現で、医療機関や保健所等は新たな緊張感に包まれています。

職員の過酷な労働は続いており、根本的な解決には至っていません。過労死ラインを超える80時間以上の時間外労働をしている職員数は前年同月比では常に増加しており、70時間以上80時間未満も増加している月が多くなっています。さすがに最高311時間とか200時間以上はなくなってきましたが100時間超えは毎月発生しています。これからワクチンの3回目接種やインフルエンザ対応も始まってきます。

また、第5波の教訓を生かし、補正予算では、第6波に備えた自宅療養支援事業費が計上されていますが、併せて保健所の機能強化は必須です。パンデミックの時代における健康危機管理センターの役割を十二分に発揮するためにも、なにより職員の健康管理を保障し最大限の力を発揮するためにも、保健所増設の検討を始めるべきだと考えますが、答弁を求めます。(⑧)

(3) 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質問します。

本市の公立幼稚園については、北九州市行財政改革大綱において、研究実践機能を担うために必要な園数で運営する方向が示され、2015年度には、それまでの8園から半分の4園に縮小されました。2015年4月に策定された「公立幼稚園の今後の方向性」では、教育・研究実践が公立幼稚園の役割であるとし、2015年12月議会の教育長答弁においても「市全体の幼児教育水準の維持向上に努めることが教育委員会の責務と考えており、存続する4園でしっかり取り組んでまいりたい」と述べています。

ところが北九州市教育委員会は本年7月21日、小倉、小倉南、八幡東、鷹の巣の4市立幼稚園について、少子化や定員割れが続く中、役割を終えたと判断し2024年度末での閉園を決め、市議会教育文化委員会で報告しました。1975年に15園あった市立幼稚園は全廃となります。突然の方針決定に、保護者からの存続を求める強い声は続いています。

教育水準の維持・向上を図るためには、豊富な幼児教育に関する知識や経験を有する公立幼稚園の存在が不可欠です。幼児教育の社会的、公共的意義はもっと追究されるべきであり、公立幼稚園の全廃は見直すべきです。答弁を求めます。(⑨)

●北橋市長

〔くらし応援給付金支給の提案について〕

新型コロナの感染症が長期化して、子育て世帯にもその影響が及ぶ中、国はコロナ克服新時代改革のための経済対策を閣議確定しました。18歳以下の子ども一人当たり10万円相当の給付を決めました。具体的には先行給付として、子ども1人あたり5万円の給付を

年内に開始し、来年春の卒業入学新学期に向け、子育てにかかる商品やサービス利用にできる子供一人当たり 5 万円相当のクーポンの給付を行うものです。本市ではその対象児童数を約 14 万人と試算しています。年内 5 万円の支給に向けて現在準備を進めています。

また市民の関心が高い給付金である為、問い合わせに対応するコールセンターを今年の 11 月 22 日にいち早く開設しています。

なおクーポンの給付に向けましては、国の事業スキームが明確に示されておりません。その中情報収集に努め、効果的な方法について、検討している状況であります。また新型コロナウイルスの影響が長期化する中、国は今回の経済対策の中で、生活・暮らしにお困りの方への支援策として、新たに住民税非課税世帯に対し、1 世帯あたり 10 万円の現金を給付することにしています。

本市でこれまで行ってきた新型コロナウイルスの影響による収入の減少や急病などで、生活に困窮した世帯に対し家賃を補助する、住居確保給付金の再支給にかかる申請期間の延長や社会福祉協議会が実施している総合支援資金などの特例貸付が終了した世帯に対する生活困窮者自立支援金の再支給等が示されたところです。現時点におきましては、国からはまだ詳細が示されていない状況にあるものの、速やかに支援していく為に今議会の追加議案として提出を予定しています。

いずれにしても新型コロナウイルスの影響により、生活のしづらさ、暮らしに困っている方への支援であり、本市としましては、これらの給付金等を迅速に届けることができるようにしっかりと準備して対応していきます。

〔感染症の公費負担による検査の拡充について〕

本市では早期に陽性者を発見し、感染拡大防止を図るため保健環境研究所の PCR 検査能力の増強は、1 日最大約 300 件です。また市内の協力医療機関等への PCR 検査機器などの導入支援は、16 施設 30 台です。また北九州市 PCR 検査センターの設置、また身近な医療機関での検査ができる体制の構築、約 400 箇所などによりまして、検査体制の拡充を図っていきました。この結果本年 8 月の感染拡大時には、1 日あたりの検査件数を最大で 1780 件まで広げることができました。

医療機関や高齢者施設、学校や児童福祉施設等で患者が発生した場合には、感染状況に応じて、クラスター対策として幅広く PCR による行政検査を実施しています。こうした中、ワクチン接種の進捗により、医療機関や高齢者施設などでは、感染者の数は大幅に減少しています。このため高齢者施設や障害者施設などの利用者や従事者を対象とした PCR スクリーニング検査については、検査の枠を減らし、ワクチンが接種できない小中学生を対象とした検査に振り替えています。また高齢者施設などでは抗原簡易キット配布して活用を促すなど、本市の検査資源を効果的に活用しながら、感染の拡大防止を図っています。国は現在誰もが簡易かつ迅速に利用できる検査の拡大を目指して、健康上の理由などでワクチン接種ができない方や、感染拡大時に感染不安のある無症状者の方を対象とした検査の無料化について、検討を進めています。こうした全国的に実施する大規模な検査につきましては、国におきまして具体的な検査方法や事務手続きなどについて基本的な考え

方が示されるものと考えています。市としましては、これまでに構築してきた検査体制を維持しながら、今後国から新たな検査スキームが示され次第、速やかに県と協議を行い、実施体制の整備に努めていきます。

●総務局長

一般会計補正予算案についての4点の質問のうち、「本市職員の一時金の削減は撤回すべきである」「会計年度任用職員の一時金の引き下げは撤回すべきである」「本市職員の初任給は民間並みに合わせるべきである」の3点について、一括して答弁します。

地方公務員の給与は地方公務員法の要請のもと、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保すること、並びに民間企業の従事者及び国や他の地方公共団体の職員の給与と均衡を図ることを基本としています。

〔本市職員の一時金について〕

従来から北九州市人事委員会の行う報告及び勧告を尊重して改定を行うことで、市内民間従事者の給与に準拠してきたところです。合わせて国や他都市との均衡を図ることで、適正な給与水準の維持に努めてきました。

本年9月の人事委員会の報告においては、民間の特別給の支給月数を考慮し、本市職員の期末勤勉手当は、支給月数を年間で0.15月引き下げるなどが言及されています。これを受け本市職員の給与取扱いについては、民間との均衡を図るという基本的な考えのもと、人事委員会の報告を最大限に尊重して実施することが適当と判断し、職員団体との交渉を経て、期末手当の支給月数を引き下げる改定をおこなうこととしたものです。

〔会計年度任用職員の一時金について〕

非常勤職員の適正な勤務条件を確保するために、国が示した考え方にそって、制度を構築しており、正規職員に適応される給料額の適応や期末手当等の支給など、正規職員と一定の均衡を考慮した制度なっています。今回正規職員の期末手当の支給月数を0.15月引き下げることにした取扱いに準じて、会計年度任用職員の期末手当についても0.15月引き下げる改定を行うこととしました。

なお会計年度任用職員の期末手当の引き下げ時期については、有期雇用という任用形態を考慮し、一会計年度内における勤務条件を規定とする取り扱いが適当と考え、引き下げにつきましては、来年度任用する職員から適応することとしました。

〔本市職員の初任給について〕

従前から人事委員会の勧告を尊重して改定を行っており、近年は若年層に重点をおいた改正が必要との勧告に沿った給料制度の改訂を行ってきました。初任給の水準は、本市と将来の発展を担う人材を確保するための重要な要素のひとつであると認識しています。そのため近年の取り組みにより、年間の初任給との較差は改善傾向にあるものの、引き続き

較差が存在するという問題意識は持っています。職員の初任給や期末勤勉手当を含めた給与については、人事委員会の報告及び勧告を尊重することが、広く市民の理解を得られる方法であると考えており、今後もこの考え方にに基づき、適正に対応していきます。

〔障害のある職員の勤務環境の整備について〕

市役所における障害者の雇用については、「障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、達成すべき雇用率が定められております。地方公共団体は、その模範となるべき立場にあることから、民間企業の2.3%よりも高い率の2.6%が設定されています。

その中で、本市では令和3年6月1日時点で、217名の障害のある職員が在籍しており、障害者雇用率は2.88%と法定雇用率を満たしています。

そのような中、本市では障害のある職員が幅広く活躍できる機会を提供するため、令和2年4月北九州市障害者活躍推進計画を策定し、ソフトとハードの両面から各種取り組みを展開しています。

まずソフト面において、調査や予算を管理する関係部局の職員で、障害者雇用促進チームを設置し、障害者雇用状況について、情報を随時共有するとともに、外部の専門家を招いて、障害の特性に応じた職場の環境整備に関する講習を行うなど、職員の理解促進に努めています。また人事課の職員2名が、様々な障害を持った職員の円滑な職場順応や、定着を支援するジョブ講師の養成研修を修了し、障害特性を踏まえた支援を実施する体制を整えています。

さらに障害のある職員が一定数在籍する部局については、障害者職業生活相談員として必要な研修を担当職員に受講させるなど、日常業務を行う上で、相談窓口となる人材の育成に取り組んでいるところです。

次にハード面では障害のある職員のニーズを踏まえ、和式から洋式へのトイレの改修工事、ポータブルスロープの設置等の基礎的環境の整備や、電話用ヘッドセット、拡大ルーペ等、業務支援機器の購入などを行い、職務に支障のない職場環境づくりに努めています。また知的障害や精神障害なる職員については、職務に集中できるよう配席の工夫や仕切り板の設置などを行っています。

なお休養室については、国の規則により、常時50人以上が勤務する事業者に設置が義務付けられ、これに沿って各庁舎等に設置を行っています。このような取り組みの結果、障害のある職員に対して、昨年度行ったアンケート調査では、現在の職場で働いていることについて、80%を超える職員から「満足」「やや満足」と回答を得ています。

一方で「車椅子で利用できるトイレが少ない」「障害特性をさらに理解してほしい」といった要望や意見を頂くなど、課題があることも認識しています。今後も障がいのある職員の意見にしっかりと耳を傾け、一人ひとりがきちんと語ることができるよう、障害に対する職員の理解を深めながら、職場環境の充実に努めてまいりたいと考えています。

●保健福祉局長

〔新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種について〕

厚生労働省が3回目の接種時期を迎え、完了から8ヶ月以上としたことを原則としつつ、例外的に6ヵ月も可能としたところで、どのように対応するかの問題についてです。

まず接種間隔の例外的取り扱いです。追加接種の間隔につきましては、原則として2回目から8ヶ月以上あたとされていますが、国からの通知によりまして、8ヶ月以上の間隔を置かずに接種できる場合が示されています。

具体的には医療機関、高齢者施設などでクラスターが発生し、当該機関の入院患者や施設利用者、従事者など、感染拡大防止を図る観点から、必要な範囲の者に接種する場合。そしてもう一つは同一保健所管内の複数の医療機関などでクラスターが発生し、当該保健所管内の各医療機関などで、必要な範囲のものに接種する場合のいずれかの際に、例外的に8ヶ月以上の間隔を置かず接種できることとされています。

またこのような対応を行う場合につきましては、市町村が接種対象者の範囲や見込み人数などを含めた接種計画を策定し、事前に県を通じて、国に相談すること。ワクチンは市町村に、既に配分されたものを使用すること。また少なくとも6ヶ月以上の間隔をおくことといった点に類するよう合わせて示されたところです。

本市の対応ですが、現在感染状況は落ち着いていますが、これまでの感染の拡大と収束を繰り返したことを踏まえれば、予断を許さない状況です。今後の感染状況等によっては、例外的な対応が必要となる場合も考えられるわけです。

このため医師会をはじめ関係機関などと連携、例えば接種対象者の範囲や周知の方法、そしてまた本市のワクチン配分量の枠での融通方法などを事前に検討し、そうした状態が発生した場合にも、迅速に対応できる準備を行いたいと考えています。今後も国の動向など十分に注視しながら、追加接種の円滑な実施に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

〔保健所の機能強化と増設について〕

次に職員の健康管理を保障し最大限の力を発揮するためにも、保健所増設の検討を始めるべきとの質問についてです。まずは基本的な考え方ですが、新型コロナウイルス感染症が感染拡大を繰り返す中で、保健所の機能強化が市民の健康を守るためにも重要であります。本市ではこれまでも、行政医師の裁量含む保健所職員の増員、応援体制の構築、業務のアウトソーシングを積極的に行い、体制強化や職員の負担軽減を図って参りました。

感染の第5波のピークとなりました8月には、連日200人前後の陽性患者が確認され、多数の疫学調査や健康観察入院調整なども行いましたが、本市では大きく遅れることなく適切にできています。これも保健所の管理体制によるオペレーションの一元化、業務の効率化などのメリットによって生かされたものと考えています。

第6波への対策は、陽性患者の増加に応じ、感染者の情報を早く、また管理等を行う国のシステム、これHER-SYSといいます。こうしたシステムを活用して、自宅療養者の健康観察方法の見直しを行うこととしています。

また電話相談や患者搬送などを行う民間スタッフの増員などの準備を進めており、第5波の課題を踏まえ、体制強化かと負担軽減を図っていきます。

なお保健所の増設につきましては、複数の保健所間で情報共有を行う負担が生じることや、市内の医療機関などと対外的な調整業務の一元化が有効である。また医師や保健師の分散配置で、職員の勤務体制が厳しくなるといった現場職員からの意見もあります。このため保健所の機能強化については、人員の強化や業務の効率化などを図ることで対応したいと考えています。

●教育長

〔公立幼稚園の全廃は見直すべきについて〕

教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に関しまして、公立幼稚園の全廃を見直すべきであるという点にお答えします。教育委員会では平成27年の4月に「公立幼稚園の今後の方向性」を策定しています。その中で公立幼稚園の役割は、幼児教育における課題解決に必要な教育研究実践に取り組み、その成果の発信普及に努めることと定めています。

また同じくその中で公立幼稚園における教育研究実践の成果につきましては、一定期間経過後に評価検証を行い、その在り方について、改めて検討を行うとして、私立幼稚園においても、教育研究実践が行われていることや、幼児教育・保育の無償化が実施されるなど、市内の幼児教育を取り巻く環境も変化してきた中で、公立幼稚園のあり方の検討を重ねてきました。

最終的には学識経験者等からの意見も踏まえまして、就園率の地域格差が是正されていることや、教育研究実践園としての役割は、私立幼稚園においても担うことができること、また公立幼稚園と私立幼稚園の保護者負担額の差が解消されていること、そういったことなどを総合的に勘案した結果、公立幼稚園4園を廃止するとの結論に至ったために、本年7月の教育文化委員会にて報告を行ったところです。

その後保護者や地元関係者等への説明を終えたことから、今議会に条例改正議案を上程したものです。幼児教育の質の向上に向けた今後の取り組みですが、教育委員会と致しましては、公立幼稚園廃止後も引き続き、本市の幼児教育水準の維持向上に努めていく考えであり、令和5年度には名称は仮称ですが、幼児教育センターを設置して、仮称幼児教育アドバイザーを配置する予定です。またこれも仮称ですが、幼児教育連絡会議の設置や特別な教育的配慮を要する幼児への支援の強化などに取り組んで参ります。

今後ともこれまで公立幼稚園が培ってきた知識や経験を受け継いで、市全体の幼児教育の振興と質の向上に向けて努めて参りたいと考えています。

■伊藤淳一議員

〔公務員の一時金引き下げについて〕

人件費補正のところですが、根拠は、民間との均衡を第一に考えて職員の賃金を引き下げるといことです。国にならっていくといことです。先ほど述べましたように、今コロナ禍で、非常に日本経済の不景気を脱出できないという状況が続いております。その中であって、求められているのは個人消費の拡大だと思います。この拡大が大きく期待されている。消費が地域の商店からも拡大が期待されているわけです。こういうことになりまると、あまりにも地域に対する影響が大きくなってくのではないのでしょうか。今こそ消費の再拡大の勢いを続けていかなければいけないという時に、公務員の一時金を引き下げることになると思影響が大きすぎると思いますが、その辺の考え方をお聞きしたいです。

●総務局長

確かに賃金の引き下げといことで、経済の方にも影響っていうのもあるかもしれませんが、先ほど答弁申し上げました通り、我々としては、あくまで人事委員会の報告及び勧告を尊重することが、やはり広く市民の理解を得られる方法であると考えて、今後もこの考えに基づき、適切に対処していきたいと考えています。

■伊藤淳一議員

〔会計年度任用職員の一時金引き下げについて〕

コロナ禍にあって、先ほども言いましたが、職員の大奮闘で諸課題の解決が進められていると思っています。今こそ本当にそれに応えていかなければいけない時ではないかと思っています。会計年度任用職員のところも同じように引き下げるといことですが、そもそもこの会計年度任用職員の制度は、処遇改善にあったわけですが、同じように引き下げるとますます格差が広がってくる、それと尚且つ北九州市の中での会計年度任用職員の中に占める女性職員は約8割いる、そうするとまた男女の格差も広がってくるということになっていきます。そういった意味で処遇改善といことであれば、この会計年度任用職員の一時金引き下げ、これはそういった意味では私は撤回を強く求めたいと思います。再度考えを伺いたいと思います。

●総務局長

会計年度任用職員につきましては、同一労働同一賃金という観点から、非常勤職員の適正な勤務条件を確保するために導入された制度でございます。その上で国が定めた勤務条件と統一的な取り扱いが示されたマニュアルに従いまして、今回常勤職員に準じて、期末手当0.15月分を引き下げることといことで、国の指導に従って行なった状況です。

■伊藤淳一議員

マニュアルに沿ってと言われましたけども、マニュアルに沿っていくならば、ますます賃金格差は広がるばかりではないのでしょうか。そのことを指摘しておきたいと思います。

〔障害者の雇用について〕

次に障害者雇用についてお伺いしたいと思います。先程は市のいろんな取り組みを紹介されました。私も先ほどの答弁で、市の雇用率が2.88パーセント、大変な努力をされているということも見ましたが、引き続きですね、この職場環境の整備というところでは特に力を入れていただきたいと思うんですね。先ほどの答弁の中にありましたけども、特にトイレの課題を言われましたね。洋式に変えていくとか言われましたけど、今本庁の中には実際トイレはどこに何か所あるんですか。

●総務局長

多目的トイレは、本庁舎では1階に1カ所、議会棟に4カ所、計5カ所あります。あと7役所出張所も含めると53カ所設置してあります。

■伊藤淳一議員

〔新型コロナウイルス感染に対する本市の支援策について〕

ありがとうございます。続いて新型コロナウイルス感染症に対する本市支援策の個々についてお伺いしたいと思います。先ほどですね、18歳以下の子どもへの現金・クーポン給付事業についてお尋ねしたわけですが、かなりこれに対するいろんな抗議、あるいは疑問等の声が寄せられています。非常に限定的であると、冒頭申しましたが、非常に不十分であるという内容と私は理解しています。尚且つ先ほどの市長答弁の中にもありましたけど、住民税非課税世帯についての1世帯当り10万円についての給付もそうですが、非課税世帯これ自体が、非常にハードルが高いという厳しい条件です。尚且つ単身者で給与所得が100万円以上の人は課税世帯となって、この給付の対象から除外されてくるということにもなってきます。非正規で働き、コロナで収入が減り、生活が困っている人でも、子供がいない人には給付ができない、コロナで困っている非正規で働く方々にやっぱり給付金が今届いていかない。これは大きな問題だと思います。また最大30万円の生活困窮者自立支援金についてもそうです。再支給が今回可能となりましたけども、しかしいずれにしても、コロナで減収した人向けのこの特例貸付、これが前提となってるんですね。そういったところを見ましても、非常に内容的には不十分であると思ってます。冒頭申しましたようにやはりコロナで困ってる人、全てにやっぱり行き届く支援体制が何より求められていると思います。そういう立場で国への要請も強めていくべきだと思いますが、その辺のご見解をお伺いしたいと思います。

●保健福祉局長

生活困窮者等に対する支援の考え方でございます。子育て世帯支援、こちらの方もしっかりやっていくということにあわせて、保健福祉局でも所管しています生活困窮者への自立支援、あるいは緊急小口から総合支援資金というこういった様々な今整えております制度を利用しながら、総合的にそうした事案に対応していきたいと考えています。

■伊藤淳一議員

〔新型コロナウイルスのワクチン接種体制確保事業について〕

先程この例外について、どういうケースであるかとお説明いただきました。こうなってきますと例外対象となった方への速やかな「お知らせ」が必要であると私は言いました。いろんなケースが考えられると思います。8ヶ月で個人に通知が行きますが、途中で例外対象になったという事で6か月に縮めなければならないというケースも充分考えられますが、そういったケースといったところでのシミュレーションは持っているのでしょうか。

●保健福祉局長

まず皆様に3回目の接種券を交付するというのが大前提になりますけど、例えばクラスターが発生した施設に対して接種するというような判断が必要になった場合につきましては、これは施設側の方であらかじめ名簿を提出していただき、事前にこちらから接種券を再発行する対応も可能ですので、そういったニーズへの対応も可能だと考えています。

■伊藤淳一議員

その辺で混乱が起きないようによろしくお願いします。あとは交差接種についてです。3回目のワクチンが始まりました。ワクチンについてまだ不安視する方もおられ、ワクチンをうっていない方もたくさんおられます。そういう中で3回目が始まり、尚且つ交差接種、交差接種ということになってきます。そういう意味ではこのワクチンの安全性とともに同時にこの交差接種、交差接種の安全性も周知徹底しておかなければいけないと思いますが、その辺ではどのように周知徹底しておくのか、お伺いしたいと思います。

●保健福祉局長

おっしゃる通り恐らくスタート段階で多くの方が、1回目2回目ファイザーをうたれた方になっています。その中でモデルナの選択というのが想定されます。議員のご指摘がありました通り、交差接種というものを今回初めてですので、そうしたところについての周知というところにつきまして、力をいれたいと思います。また具体的な方法につきましては、これまでもホームページ等やっていますけれど、あらゆる方法で伝えていくということで、最大限努力していきたいと思っています。

●北橋市長

局長が答えた通りなんですけど、交差接種の話がありましたけれど、よくわからない世界でもあるし、不安に思っている方も少なくありません。そこで県知事の方にも私からもお願いしています。また市の方からも県庁へもお話ししているんですけども、不安を感じる住民が多いと想定されますので、安全性有効性などにつきまして、より丁寧な情報を発信する、そして接種の促進に努める事が大切だという事で認識を一致しておりますので、いずれにしても追加接種の必要性有効性について、そこには副反応という心

配もあるかもしれません。住民が納得して接種できるような分かりやすい情報発信が非常に大事だと心得ています。努力をしたいと思います。

■伊藤淳一議員

〔保健所の機能強化と増設について〕

北九州市の接種率も83%ですか、かなり高い接種率になっております。これも職員の方々の大変な努力で、それと同時に市民の理解も進んでいる、何よりの証だと思います。そういう意味でも市民の不安解消のための一層の周知をお願いしたいと思います。

次に保健所の問題に入っていきたいと思います。私はずっとこの問題を議会のたびに言っています。ずっと平行線になっておりますけれど、何よりも市民の命とくらしを守る、そういう立場で私はこの問題にこだわっています。

今の保健所の問題について、一元化されていることによって、うまくいっているというような局長の答弁もありました。厚労省からこういう通達が出でおります。令和3年6月4日付けの事務連絡ですが、「感染拡大地域の積極的疫学調査における濃厚接触者の特定等について」というところですが、必要な行政検査が迅速に行われることを目的として、「緊急事態宣言対象地域またはまん延防止等重点措置区域であって、保健所業務のひっ迫等により積極的疫学調査を行うことが困難である場合、これらの地域に指定されている期間中に限り、濃厚接触者の特定を含む疫学調査の実態について、保健所自らが聞き取りにより、その範囲の特定を行わずとも、陽性者が確認された事業所が保健所業務の補助として、本人の同意を得た上で、一定の基準に基づき、濃厚接触者やその周辺の検査対象となるもの、以下濃厚接触者との広範囲を特定し、濃厚接触者等の候補者リストを保健所に提示することにより、保健所が適切と認定した場合において、行政検査として必要な検査を実施することも可能である」としています。なお積極的疫学調査は本来保健所が行う業務であり、かつ上記の対応は臨時的なものであることに鑑み、緊急事態宣言対象地域またはまん延防止等重点措置区域の指定から外れた場合には、地域の感染拡大を防止するために必要な検査を保健所が主体的に行える直ちにその体制を見直すべきだと、こういう通達が出されているんです。つまり保健所が大変であるから、本来保健所がやるべき疫学調査を陽性者がでた事業所にお願いしなさいと。大変な事業所、例えば病院、病院にクラスターが出たとします。病院も大変な日々になっているわけです。それを事業者をお願いしますと、してもいいと。私にいわせるととんでもない措置だと思います。大変な業務を大変なところをお願いしてもいいという、こんな事があっていいものかと思ったんですね。これは実際北九州の中でもやられているんですけれども、実はこの通達が出る前から、北九州にはこの実態があります。つまり「接触状況調査」といわれるものです。これは保健所が例えば病院にそういう調査をお願いして、その調査から保健所と病院とのやり取りで、濃厚接触者を限定していくという作業を、実はその前からやっている。通例になっているわけですが、局長はそういうことご存知ですか。

●保健福祉局長

医療機関等で集団感染の事例があった際には、これは業務の簡略化というよりも、効率化の観点からそういう対応を行なっています。ただ濃厚接触者を医療機関の方で全部決めてくれというような丸投げ方式ではありません。いわゆる疫学調査や感染症についての知識を持っておられる現場の方々の意見を聞いた上で、判断をするという視点から医療機関の方をお願いしています。民間の事業所等で発生した場合には、必ず今回のデルタ株の状況におきましても、濃厚接触者の特定というのは保健所が主体的に行っている状況でございます

■伊藤淳一議員

濃厚接触者の特定をするというのではなくて、その前段階にある候補者リストを作るわけです。それを保健所に送って、保健所が決めるわけですがけれども、その前作業疫学調査の一部を既にやっている。こういう通達が出る前からやられている。つまり保健所の業務がひっ迫しているんですよ、常に。ですからこういう状況が生まれると思うんですよ。こういう通達が出る前に、既に北九州の中では実態としてあるわけですから、そういう意味でも保健所の業務というのは、私はうまくいっていないと思いますよ。先程現場からも一元化の必要性というようなことを言われましたけど、現場の中の意見はいろいろです。もっと充実させてほしい、保健所の増設を賛成する保健所の職員の方もおられます。そういった意味で、今こそやっぱり検討をはじめべきだと私はしているわけで、引き続き検討を具体化するようにお願いしたいと思います。

〔公立幼稚園の全廃の見直しについて〕

最後に公立幼稚園の問題です。これにつきましては、先程教育委員長からの丁寧な答弁がありました。「今後の幼稚園のあり方」の中で、教育委員会としては本市の幼児教育水準の維持向上に努めることは重要であると考え、今後仮称幼児教育センターを中心に私立幼稚園を支援する取り組みを推進していきます。こういうふうにしておられます。この幼児教育センターとは、これは教育委員会がずっと管轄していくということなのか、またその幼児教育センターの構成というのはどういう構成にされているのか、その点について伺いしたいと思います。

●教育長

幼児教育センターの詳しい構成だとかは、今から検討するところでございますが。教育委員会として設置するというふうな、今は方向でございます。

■伊藤淳一議員

教育委員会として設置して、今後の事はまだ未定だという理解で良いですか。

●教育長

構成申しますのは、いわゆるメンバーだとか、組織体制、いわゆる事務方の体制のことでございます。

■伊藤淳一議員

実態はよくわからないんですけど、幼児教育センターの役割といいますか、活動は紹介されましたので、それについては理解しておりますけども、元来ならばそういうことも含めて、しっかり丁寧に我々にも説明していただきたいと思います。引き続きこの問題は我が党としても、見直しの立場で問題にしていきたいと思います。以上をもちまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上